

# 那 霸 市 公 報

第 1 4 0 0 号  
毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

那 霸 市 職 員 の 初 任 給、昇 格、昇 給 等 の 基 準 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る  
規 則 (人 事 課) ..... 614

### 収 入 役 訓 令

那 霸 市 収 入 役 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 ..... 615

### 公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 事 業 小 禄 南 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 選 挙 人 名 簿 の  
確 定 及 び 委 員 定 数 に つ い て (小 禄 南 区 画 整 理 事 務 所) ..... 616

### 教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 立 学 校 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 ..... 616

### 正 誤

那 霸 市 公 報 第 1 3 9 9 号 の 正 誤 (選 挙 管 理 委 員 会) ..... 617

**規 則**

**那覇市規則第46号**

平成16年11月15日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和58年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第35条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第37条中「定めるとおり」を「掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第35条第3項」を「第35条第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第35条第4項」を「第35条第3項」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第35条第4項の場合 退職の日の属する月の初日

第37条の2第1項中「第3項」を「第2項」に改める。

第37条の3中「第35条第3項」を「第35条第2項」に改める。

付 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

## 収入役訓令

那覇市収入役訓令第1号  
平成16年10月25日  
施 行 済

那覇市収入役事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市収入役 名 嘉 元 甚 勝

### 那覇市収入役事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市収入役事務決裁規程（昭和60年那覇市収入役訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「出納室長」の次に「若しくは主幹」を加え、同条第2号中「出納室長」の次に「又は主幹」を加え、同条第4号中「又は出納室長が指定する主査」を「以下の職員」に改める。

第3条第3号中「500万円」を「1,000万円」に改め、同条第8号を削り、同条第9号中「150万円」を「200万円」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「150万円」を「200万円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とし、同条第12号から第15号までを削り、同条に次の1項を加える。

- 2 主幹の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 歳入歳出外現金の受払いに関する事。
  - (2) 現金の出納保管事務に附帯する記録管理を行う事。
  - (3) 有価証券の出納保管に関する事。
  - (4) 振替及び更正による整理に関する事。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、定例的、かつ、軽易な事務処理に関する事。

第4条中「出納室長」の次に「又は主幹」を加える。

第5条第2項中「主務の主査」を「主幹」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 主幹が専決すべき事項について、主幹が不在のときは、主務の主査が代決する。

### 付 則

この訓令は、平成16年10月25日から施行する。

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 49 号  
平成16年11月 2日  
掲 示 済

那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の  
確定及び委員定数について

平成16年12月19日に執行する那覇広域都市計画事業小禄南土地区画整理審議会委員の選挙の選挙人名簿について土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定による異議の申し出がなかったため、同法同令第22条第1項及び第4項の規定に基づき選挙人名簿を確定し、ならびに選挙すべき委員の数を次のとおり公告する。

那覇市長 翁長 雄志

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数          | 7人 |
| 2 宅地について借地権を有するものが選挙すべき委員の数 | 1人 |

---

---

**教育委員会規則**

---

---

那覇市教育委員会規則第11号  
平成16年10月25日  
施 行 済

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市教育委員会  
委員長 新城 洋子

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市立学校設置条例の一部を改正する条例(平成15年那覇市条例第29号)の施行期日は、平成16年11月1日とする。

**正 誤**

那覇市公報第1399号の正誤

平成16年11月1日付け那覇市公報第1399号の那覇市選挙管理委員会告示第99号について次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
611	右上から11行目	那覇市選挙管理委員会告示第99号	那覇市選挙管理委員会告示第61号